

南魚沼市監査委員告示第 8 号

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成24年12月7日

南魚沼市監査委員 廣 井 正 一

南魚沼市監査委員 腰 越 晃

南魚監 第101号
平成24年12月7日

南魚沼市長 井口一郎様
南魚沼市議会議長 阿部久夫様
南魚沼市教育委員会委員長 角谷正雄様

南魚沼市監査委員 廣井正一
南魚沼市監査委員 腰越晃

定期監査及び行政監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

平成24年度における財務及び経営に関する事務事業全般

2 監査の実施期間及び対象箇所

平成24年10月30日から平成24年11月29日まで

実施日	監査対象
平成24年10月30日	子ども・若者育成支援センター 下水道課
11月1日	養護老人ホーム魚沼荘 城内診療所
11月6日	水道課 ゆきぐに大和病院
11月8日	消防本部 学校教育課
11月29日	社会教育課 塩沢学校給食センター

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長及び関係職員から事業執行状況等の説明を受け、その後質疑応答を行うとともに関係諸帳簿及び書類の抽出による調査等の方法により実施した。

4 監査の主眼

財務に関する事務の執行が適法適正かつ効率的に行われているか、また、事務事業の執行が合理的かつ効率的に行われているかを主眼とした。平成24年度では、各課共通事項として業務委託契約事務、その中でも長期継続契約及び随意契約について着目し、その事務が適正に執行されているかを主眼とした。

5 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に事務処理がなされていたが、一部不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

指摘事項等については以下のとおりであり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員まで通知されたい。

[指摘事項]

ゆきぐに大和病院における薬品費の支払いにおいて、地方公共団体に準用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項により正当な請求書を受領してから30日以内に支払うべきところ、この規定に違反して、60日後の支払いが常態化している。正当な請求書を受領してから30日以内に支払うよう法令を順守した会計処理に努められたい。

[各課共通事項]

(1) 長期継続契約について

債務負担行為によらず翌年度以降にわたり契約を締結することができる方法として、長期継続契約の方法がある。これは、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17に規定があり、これを受けて当市でも、「南魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例」及び「南魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例の運用規程」（以下「運用規程」という。）を定め運用している。運用規程第5条(4)に契約書に関することが5点規定され、その内容は、次のとおりである。

ア 契約書を作成すること

イ 契約期間は期間全体を記載するとともに、長期継続契約であることを明記すること

ウ 契約金額は、物品の借りに係る契約は月額、役務の提供に係る契約は年額とし、複数年にわたる期間における総額も併記すること

エ 契約の成立条項

オ 予算の減額又は削除に伴う条件付き解除条項

今回の監査では運用規程どおりに契約事務がなされているかを主眼に、契約書を確認したところ、以下の不適正な契約書が作成されていた。

(1) 契約期間の全体の記載がなく、また長期継続契約である旨の記載がない

(2) 契約期間にわたる総額の記載がない

(3) 予算の減額又は削除に伴う条件付き解除条項の記載がない

一方、各種施設等の維持管理では、複数年契約により相手方も安定して業務ができること等から経費の節減が図れることも考えられる。契約に際し、長期継続契約の方法を検討し、経費の比較計算を行ったかどうか聞き取りしたところ、行っていないということであった。

(2) 随意契約について

1) 政策目的随意契約の公表

南魚沼市財務規則（以下「規則」という。）第129条第3項(3)に、いわゆる政策目的随意契約をする場合に行う公表の手続きが定められている。その公表すべき内容は、次のとおりである。

ア 発注見直し

イ 契約前の契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等

ウ 契約締結後の契約の相手方の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況
この公表がなされていない事例が見受けられた。

2) 1者見積りによる随意契約の状況

部 署	件数	うち1者 見 積 り	部 署	件数	うち1者 見 積 り
子ども・若者 育成支援 センター	11	8	ゆきぐに 大和病院	32	32
下水道課	88	67	消防本部	24	23
魚沼荘	20	9	学校教育課	94	74
城内診療所	25	18	社会教育課	60	55
水道課	48	44	塩沢学校給食 センター	9	6

規則第165条では、随意契約をしようとするときはなるべく2人以上の者から見積書を徴することを求めている。1者見積りによる随意契約をみると、随意契約件数411件のうち336件と81.8%を占めていた。各々についてやむを得ない事情と認めるが、契約の機会の確保、価格の妥当性等の面からも、適宜相手方等の見直しを検討すべきである。

[各課個別事項]

○子ども・若者育成支援センター

(1) 主な事務分掌

相談支援、適応指導支援、幼児教育支援、家庭教育支援、青少年健全育成支援、勤労青少年ホームの管理運営

(2) 機構・職員の状況

センター長	—	育成支援係	3名	うち非常勤職員	1名
		(子ども担当)	10名	うち非常勤職員	10名
		(若者担当)	3名	うち非常勤職員	3名
		(家庭担当)	5名	うち非常勤職員	5名
		(UD支援担当)	2名	うち非常勤職員	2名
				計	24名うち非常勤職員21名

(3) 所感

設置されて2年目となる。試行錯誤の途上であり、職員24人のうち21人が非常勤職員という構成である。困難を抱える子ども・若者への支援、その困難さを取り除くためには、携わる職員にも「専門性」が要求されるものと思う。頼られるセンターであるために専門性という背骨がとおることを望むものである。

センター長の話にタイムタイマー製作の話があった。曰く、子どもの困り感として、活動の見通し、手順が理解できないことがある。このような場合の支援は「聞く」から「見る」という視覚支援が有効で、見えない時間の概念を理解し、その時間に合わせて行動ができるよう訓練するための視覚支援の道具として、「タイムタイマー」が大変優れている。このタイムタイマーをUD支援の担当者が自前で作製し、現在10園に支給し、効果を上げているとのことである。これを、市内の全保育園、全小学校に支給し視覚支援を普及させたいと考えており、その作製者として障がい者就労支援施設「魚野の家」と協議しているそうである。視覚支援の道具としては場面カード、表情カード、絵カードなどがあり、相当数の生産が見込まれるとのこと。組合せと工夫により就労の場が広がることは素晴らしいことである。

○下水道課

(1) 主な事務分掌

下水道事業の経営及び計画、下水道施設の建設、維持管理及び災害復旧

(2) 機構・職員の状況

課長 ┌ 下水道業務係 係長以下 7名うち非常勤職員2名
└ 下水道工務係 係長以下 8名

合計 16名うち非常勤職員2名

(3) 所感

平成24年10月31日現在における滞納繰越分の状況は表1のとおりである。分担金・負担金の消滅時効は5年であるが、5年を超えた滞納繰越分は、件数では142件、金額では639万1,680円となっている。この滞納繰越分について、時効中断のための措置、すなわち納付誓約書の徴収や一部納付等がなされていない債権がある。一層の努力を望むものである。

(表1) 分担金・負担金の滞納状況 (平成24年10月31日現在)

(単位：件・円)

年度	分担金		負担金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
14	5	83,500	1	142,600	6	226,100
15	6	275,500	10	656,980	16	932,480
16	15	645,400	11	1,120,700	26	1,766,100
17	47	1,111,300	10	533,900	57	1,645,200
18	23	1,043,000	14	778,800	37	1,821,800
小計	96	3,158,700	46	3,232,980	142	6,391,680
19	23	1,280,600	17	1,229,200	40	2,509,800
20	27	1,389,100	3	245,440	30	1,634,540
21	41	1,934,300	4	290,700	45	2,228,000
22	33	1,387,900	4	290,800	37	1,678,700
23	34	2,919,600	3	217,200	37	3,133,800
合計	254	12,070,200	77	5,506,320	331	17,576,520

(注) 分担金には、農業集落排水事業及び浄化槽設置事業に係る滞納額は含んでいない。

○養護老人ホーム魚沼荘

(1) 主な事務分掌

養護老人ホーム魚沼荘の管理、運営

(2) 機構・職員の状況

施設長 ———— ホーム庶務係 係長 1 名
 | 相談係 係長以下 11 名うち非常勤職員 6 名
 | 南魚沼市社会福祉協議会職員 11 名

計 24 名うち非常勤等職員等 17 名

入所者数 66 人 (平成 24 年 10 月 25 日現在)

(3) 所感

事務はおおむね順調に執行されていた。改築に向けて計画が進んでいるが、入所者の居住性の向上に配慮を望むものである。

○城内診療所

(1) 主な事務分掌

城内診療所 (有床：一般病床 15、介護病床 4) の管理、運営

(2) 職員の状況

所長 ———— 非常勤医師 7 名
 | 事務長 事務係 係長以下 3 名 うち非常勤職員 2 名
 | 看護師長 看護師 8 名 准看護師 3 名 看護助手 6 名
 | うち非常勤職員 9 名
 | 技術科長 臨床検査技師 2 名 うち非常勤職員 1 名
 | (放射線技師) 理学療法士 2 名
 | リハビリ助手 3 名 うち非常勤職員 3 名
 | 薬剤師 1 名
 | 管理栄養士 1 名 うち非常勤職員 1 名

計 40 名うち非常勤職員 23 名

(3) 所感

市中之島診療所と比較すると経営状況は良好であるとはいえない。魚沼基幹病院 (仮称) 建設に伴う市立病院再編の中で、城内診療所の使命は何か、どのような役割を果たすのか明確にすることを望むものである。

○水道課

(1) 主な事務分掌

水道事業の経営及び計画、水道施設の建設、維持管理及び災害復旧

(2) 機構・職員の状況

管理者—— 課長 —— 水道業務係 係長以下7名 集金員 2名
 —— 水道工務班 施設及び工事 参事以下10名うち非常勤職員1名
 計 21名うち非常勤職員等3名

(3) 上半期業務執行状況

1) 有収水量

(単位：m³、%)

区 分	平成24年度	平成23年度	増 減	比 率
上 水	3,341,899	3,284,592	57,307	101.7

2) 決算状況

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成23年度	増 減
1 営業収益	847,519	831,400	16,119
2 営業費用	685,863	751,503	△ 65,640
営業利益	161,656	79,897	81,759
3 営業外収益	243,594	288,273	△ 44,679
4 営業外費用	197,676	211,852	△ 14,176
経常利益	207,574	156,318	51,256
5 特別利益	0	0	0
6 特別損失	476	352	124
当期純利益	207,098	155,966	51,132

(4) 所感

平成24年9月30日現在における水道料金の滞納繰越分の状況は表2のとおりである。水道料金の消滅時効は2年である。2年を超えた滞納繰越分は、件数では2,915件、金額では2,380万172円となっている。この滞納繰越分について時効中断の措置、すなわち納付誓約書の徴収や一部納付等の措置がなされていない債権がある。一層の努力を望むものである。

(表2) 水道料金の滞納状況

(単位：件、円)

年度	平成24年4月1日		平成24年9月30日		上半期徴収額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	37	1,862,240	37	1,862,240	0	0
13	77	2,699,007	67	2,625,353	10	73,654
14	150	2,487,457	124	2,277,916	26	209,541
15	207	2,616,386	182	2,311,606	25	304,780
16	277	2,545,109	234	2,138,847	43	406,262
17	344	2,450,127	301	2,059,730	43	390,397
18	311	2,520,981	279	2,230,547	32	290,434
19	476	2,506,384	446	2,244,277	30	262,107
20	658	4,039,350	609	3,195,328	49	844,022
21	746	5,700,773	636	2,854,328	110	2,846,445
小計	3,283	29,427,814	2,915	23,800,172	368	5,627,642
22	1,011	9,972,297	833	8,328,217	178	1,644,080
23	5,563	47,495,404	1,186	13,968,439	4,377	33,526,965
計	9,857	86,895,515	4,934	46,096,828	4,923	40,798,687

○ゆきぐに大和病院

(1) 上半期業務執行状況

1) 患者数

(単位：人、%)

区分	平成24年度	平成23年度	増減	比率
入院	30,269	28,498	1,771	106.2
外来	72,382	74,146	△ 1,764	97.6

2) 決算状況

(単位：千円)

科目	平成24年度	平成23年度	増減
1 医業収益	1,600,402	1,538,002	62,400
2 医業費用	1,716,350	1,709,835	6,515
医業損失	115,948	171,833	△ 55,885
3 医業外収益	268,437	240,805	27,632
4 医業外費用	33,073	35,386	△ 2,313
経常利益	119,416	33,586	85,830
5 特別利益	0	0	0
6 特別損失	226	20	206
当期純利益	119,190	33,566	85,624

(2) 所感

経営に関わる事項として次の2点に着目した。

1) 診療報酬明細書(レセプト)の返戻について

医療機関は、患者に対し行った診療行為を、1か月単位にまとめてレセプトに記載し、審査支払機関(国保連合会や診療報酬支払基金等)に請求する。審査支払機関は請求されたレセプトを審査し、診療報酬点数上認められないものは減額して医療機関に支払いがなされる。また、各医療保険者は、請求されたレセプトを点検し、既に資格を喪失した場合、自己の被保険者ではないとして返戻する。この場合、医療機関は、患者本人から保険証の提示を求め、資格確認し、再度審査支払機関に請求しなければならず、通常2か月で支払いがなされるどころ、4か月、5か月先に支払いが延びることになる。

ゆきぐに大和病院の4月から9月までの月平均の状況は表3のとおりである。

(表3) 診療収入に対する査定及び返戻率

(単位: 円、%)

区分	外来	入院	合計
診療収入	79,042,771	130,270,408	209,313,179
査定分	425,162	316,247	741,409
(割合)	0.5	0.2	0.4
返戻分	1,328,833	6,819,247	8,148,080
(割合)	1.7	5.2	3.9
計	1,753,995	7,135,494	8,889,489
(割合)	2.2	5.5	4.2

1か月平均で約889万円の診療報酬が減額され、あるいは支払いの遅れになっている。医師との連携や「保険証」による資格確認を徹底し、減額率の縮減を望むものである。

2) 医業未収金について

平成24年9月30日現在における過年度の診療費(窓口収入)の状況は表4のとおりである。診療費の消滅時効は3年である。3年を超えた滞納繰越分は、件数では67件、金額では714万2,952円となっている。この滞納繰越分について時効中断の措置、すなわち納付誓約書の徴収や一部納付等の措置がなされていない債権がある。一層の努力を望むものである。

(表4) 診療費の滞納状況

(単位：件、円)

年度	平成24年3月31日		平成24年9月30日		上半期徴収額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
13	4	62,790	3	51,760	1	11,030
14	5	100,800	5	90,800	0	10,000
15	10	803,113	10	777,113	0	26,000
16	15	1,411,629	14	1,318,889	1	92,740
17	8	1,810,475	8	1,785,475	0	25,000
18	10	1,598,195	10	1,528,195	0	70,000
19	12	682,890	10	624,040	2	58,850
20	8	1,034,940	7	966,680	1	68,260
小計	72	7,504,832	67	7,142,952	5	361,880
21	83	2,224,396	69	1,754,326	14	470,070
22	136	5,677,919	104	4,872,859	32	805,060
23	766	27,719,064	140	5,502,124	626	22,216,940
合計	1,057	43,126,211	380	19,272,261	677	23,853,950

○消防本部

(1) 主な事務分掌

火災・救急・山岳遭難・災害等の出動、建築確認申請同意、危険物、消防団

(2) 機構・職員の状況

消防長	—	消防次長	—	消防庶務課	消防庶務係	係長以下	2名うち非常勤職員1名
					消防団係	係長以下	1名
				警防課	警防係	係長以下	2名
					防災救助係	係長以下	2名
					通信指令係	係長以下	1名
					救急係	係長以下	1名
				予防課	予防係	係長以下	2名
					危険物係	係長以下	1名
					指導係	係長以下	1名
				南魚沼市消防署		3小隊	42名
				南魚沼市消防署大和分署		3小隊	18名
				南魚沼市湯沢消防署		日勤者	1名
						3小隊	24名
							計104名うち非常勤職員1名

(注) 予防課長は消防次長、南魚沼市消防署長は警防課長が各々兼務。

南魚沼市消防署の小隊員は各係に配属。

(3) 所感

消防庁舎第1期工事も完了し、事務はおおむね順調に執行されていた。

5月24日に発生した「国道253号線八箇峠トンネル内爆発事故」は大変痛ましい事故でありました。あらためて亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、救助活動に携わられた皆さんの活動に敬意を表します。応援を受けたのは初めてということでかなり戸惑いもあったとのことですが、教訓を引出し、今後活かしていくことを望みます。

○学校教育課（給食センター除く）

(1) 主な事務分掌

学校運営、学校施設管理、学校保健、教育指導、教科書関係、学習指導の調査・研究・指導

(2) 機構・職員の状況

学校教育課

- 学校指導係 指導主事以下5名うち非常勤職員1名
- 学校庶務班 主幹以下7名
- 学習指導センター 指導主事以下4名うち非常勤職員1名

計 17名うち非常勤職員2名

(3) 所感

「教育予算の執行において、公費で負担すべきであるにもかかわらず保護者が負担しているものはないか」を主眼として、平成23年度の各学校の保護者負担金の状況について調査を行った。調査数は、小学校では19校のうち6校、中学校では6校のうち2校である。調査内容は、学年会計（教材費等）、修学旅行等積立金、関係団体預り金（PTA会費、後援会費）（以下総称して「保護者負担金」という。）である。調査方法は、監査委員作成の調査票に各学校から記入していただく方法により実施した。その結果は表5のとおりである。

(表5) 平成23年度児童・生徒一人当たり保護者負担金の状況

(単位：円)

区分	学年会計						全負担金
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
A小学校	11,784	10,978	15,378	14,537	13,545	12,386	28,437
B小学校	13,230	13,330	13,097	12,903	13,591	12,925	33,063
C小学校	10,600	10,360	12,160	12,600	11,470	11,543	28,436
D小学校	10,880	10,705	13,254	14,196	15,006	12,319	28,569
E小学校	10,671	12,280	12,370	12,735	13,125	13,415	16,386
F小学校	11,840	12,300	13,700	14,528	13,538	14,386	26,608
G中学校	33,407	83,764	43,877				59,310
H中学校	34,860	35,211	26,244				75,370

(注) 全負担金は、学年会計、積立金、PTA、後援会等学校で徴収しているものの合計

調査結果によると、保護者負担金として徴収されている中に、「図書購入費」「共同使用する教材費」「施設整備費」等公費で負担すべきではないかと思われるものがある。保護者負担による教育内容の充実ではなく、公費による教育内容の充実を望むものである。因みに、現計予算における「授業運営費」と「教育振興一般経費」の合計の児童・生徒一人当たりの金額は、小学校で16,228円、中学校で19,340円である。

○社会教育課

(1) 主な所掌事務

社会教育、生涯学習、公民館事業、スポーツ推進、文化行政、史跡・遺跡、郷土史編さん

(2) 機構・職員の状況

社会教育課	— 生涯学習班	主幹以下9名うち非常勤職員2名
	— 文化振興係	係長以下4名
	— 郷土史編さん係	係長以下6名うち非常勤職員4名
	— 生涯スポーツ係	係長以下6名

計 26名うち非常勤職員6名

(3) 所感

事務はおおむね順調に執行されていた。ただし、各種教室、スポーツ大会の運営費の経理事務において、一部その出納の扱いに疑問の点がみられるので、検討するよう求めた。

○塩沢学校給食センター

(1) 主な事務分掌

塩沢給食センターの管理運営（塩沢中、塩沢小及び栃窪小の給食約1,100食の提供）

(2) 機構・職員の状況

塩沢給食係長	— 調理員	14名うち非常勤職員8名
	栄養士	1名（塩沢中栄養教諭と兼務）

計 16名うち非常勤職員8名

(3) 所感

事務はおおむね順調に執行されていた。東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故によって、食品に対する放射性物質の安全性が心配されている。納品食材の検査の充実を図り、安心・安全な学校給食の提供を望むものである。